

賃貸人:財団法人湖国協会(以下「甲」という。)と湖国寮 号室の使用契約者: (以下、「乙1」という。)及び
入寮者: (以下「丙1」という。)とは、甲と賃借人(保護者)乙1: とが平成 年 月 日付で
契約締結した寮室使用契約書(定期建物賃貸借契約書)(以下、「契約」という。)に附帯して、同契約書第1条に記載する
賃貸借の目的物(以下、対象とする物件を「寮室」という。)の共同使用について、以下のとおり契約を締結し、その証として
本書を1部作成し、甲が本書を保持し、乙1及び丙1がその写しを保持する。

なお、乙1及び丙1は、同室の共同使用者である他の契約者(以下「乙2」という。)、入寮者(以下「丙2」という。)選定の
並びに組合せについて甲に一任することを異議なく同意し、丙2と円満に共同生活を営むことを誓約したことを本書で
確認する。

第1条 (室料)

- 1) 各々月額32,000円を甲に支払う。
丙2が途中退寮し、新たな他の共同使用者が決定し入室するまでの期間において、丙1が一時的に1室1人使用する場合も、
室料は変更しないものとする。但し、乙1及び丙1が1室1人で利用することを希望する場合は、2人分の室料を支払う。
- 2) 丙1と丙2は、寮室内で占用スペースの不公平とならないようにするため、半年毎に占用位置を交替する。
- 3) 丙2が途中退寮し、入寮者の組合せ上寮室の変更の必要が生じた場合には、丙1は甲の指示に従わなければならない。
- 4) その他の寮費等の定めについては、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・ 湖国寮管理規程第12条
 - ・ 寮費・給食費細則第1条第1項、第2項第 号、第3項

第2条 (光熱給水費)

- 1) 光熱給水費(上下水道料金及び電気料金)として、乙1及び同室の他の共同使用契約者(以下「乙2」という。)は湖国寮
号室の個別計量により計算された金額を折半した金額を各々負担し、甲に支払う。
但し、丙2が途中退寮した場合には、新たな他の共同使用者が決定し入室するまでの期間は、全額乙1の負担とする。
- 2) 前項の場合において、折半した金額に1円未満の金額が発生する場合は、繰り上げて各々1円を負担する。
- 3) その他の光熱給水費の定めについては、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・ 湖国寮管理規程第12条
 - ・ 寮舎内管理運営細則第12条
 - ・ 寮費・給食費細則第1条第4項

第3条 (通信費等)

- 1) 丙1並びに丙2が利用する通信費(TEL・TV・インターネット等)は、各々の個別契約による各自の負担とする。
- 2) 丙1並びに丙2が設置した通信機器等(TEL・TV・インターネット等)を互いに利用し合う場合は、各自の負担額及び支払方法を
協議して自主的に決めること。この場合の協議及び決定に甲は関与しない。
- 3) その他通信費等の定めについては、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・ 湖国寮管理規程第12条
 - ・ 寮舎内管理運営細則第12条
 - ・ 寮費・給食費細則第1条第5項

第4条 (退寮時の寮室内検査等)

- 1) 丙1又は丙2が退寮の際は、各自寮室を清掃しなければならない。
また、丙1又は丙2自身が持ち込んだ物は各々自己の責任と負担で搬出しなければならない。
- 2) 丙1又は丙2が退寮の際には、甲は退寮時の寮室内検査を実施する。
丙1及び丙2は、双方この検査に立ち会わなければならない。
万一、甲の寮長等による検査(寮室・付属物など)により、破損、汚損又は紛失箇所等が判明した場合、その原因を
生じさせた者を特定する。原因を生じさせた者は補修費用等を負担しなければならない。
- 3) その他退寮時の定めについては、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・ 湖国寮管理規程第18条、第22条
 - ・ 寮舎内管理運営細則第11条、第12条、第17条、第18条
 - ・ 寮費・給食費細則第3条第2項

第5条 (寮室内清掃並びに附属設備等の使用上の注意)

丙1及び丙2は、共同使用に際して以下のとおり確約する。

- 1) 冷蔵庫
 - ・ 調味料等共用するもの、しない物を区別し、自分の物には名前を書くなど所有者の明認方法を施すこと。
 - ・ 互いに相手方の食料・飲料は、勝手に消費又は廃棄しないこと。
- 2) 洗濯・乾燥機・物干し等
 - ・ 自分の洗剤等については、名前を書くなど所有者の明認方法を施すこと。
 - ・ 洗濯・乾燥機は互いに空いているときに使用する。洗濯・乾燥機を長時間占用しない。
 - ・ また、使用后、洗濯物は各自よく管理し、洗濯・乾燥機内に放置しないこと。
 - ・ 洗濯物及び干し物は、各寮室の所定の場所(ベランダ物干し金具、室内吊り金具、浴室内物干しポール)を使用し、
使用の際は、その使用範囲につき互いに配慮のこと。
- 3) 電子レンジ、流し台、洗面所、ユニットバス、トイレ、下駄箱等
 - ・ これらの設備機器は互いに空いているときに使用する。
 - ・ 棚等の使用スペースは互いに事前に了解したスペースの範囲内で使用のこと。
 - ・ 洗剤等共用するもの、しない物を区別し、自分の物には名前を書くなど所有者の明認方法を施すこと。
 - ・ 互いに相手方の専用器具、食器、消耗品等は、勝手に消費又は廃棄しないこと。
 - ・ 流し台、洗面所、ユニットバス、トイレについては、特に清潔な使用を心掛け、汚したときには各自直ちに
清掃・換気し、互いに不快感を与えないようにすること。
- 4) 机、本棚、ベッド、玄関等室内通路スペース、ベランダ等
 - ・ 整理整頓を心掛け、私物を持ち込み過ぎて、互いに不快感を与えないこと。

- ・特に、ベランダは専用部とはいえ、緊急時の避難経路になるので、避難の障害となる物を持ち込まないこと。
- 5) 室内清掃
 - ・寮室内及び附属設備の清掃は最低月一回の頻度以上、丙1及び丙2は交替で、又は協同して行うこと。
- 6) ゴミ処理
 - ・発生ゴミのゴミ分別保管庫への集積については、丙1及び丙2は交替で又は協同して行うこと。
- 7) その他寮室内清掃並びに附属設備等の使用上の注意については、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・湖国寮管理規程第18条、第20条、第22条
 - ・寮舎内管理運営細則第12条第5項、第6項、第13条第5項、第14条第2項、第17条、第18条、第20条

第6条 (静粛)

- 1) 丙1及び丙2は、寮室内でTV、ラジオ、ライジカセ、コンボ、スカイプ、会話等により、互いに勉強・就寝・安息を妨げないよう配慮すること。特に22:00以降は静粛を心掛け、携帯電話はマナーモードとし、TV、ラジオ、ラジカセ、コンボ等についてはヘッドフォン又はイヤホーンを使用すること。
- 2) 寮舎内だけでなく、隣室等他の入寮生の勉強と安息、更には近隣の住宅等の迷惑とならないようその音量・大声には十分注意のこと。
- 3) その他静粛の定めについては、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・湖国寮管理規程第19条
 - ・寮舎内管理運営細則第12条第8項、第17条、第20条

第7条 (門限・外泊等)

- 1) 丙1及び丙2は、門限23:00より遅くなる場合は、互いに連絡を入れること。
- 2) 丙1及び丙2は、止むを得ず緊急に外泊する場合は、互いに連絡を入れること。
- 3) その他門限・外泊等の定めについては、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・湖国寮管理規程第19条
 - ・寮舎内管理運営細則第1条～第3条、第6条

第8条 (訪問者等)

- 1) 丙1及び丙2は、訪問者が寮室内へ立入る際には、事前に互いに了解を得ること。
- 2) 丙1及び丙2の訪問者が、寮室内に宿泊することは、互いに了解があってもできない。ゲストルームの利用を予め申請のこと。
- 3) その他訪問者等の定めについては、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・湖国寮管理規程第19条
 - ・寮舎内管理運営細則第9条、第10条

第9条 (貴重品管理等)

- 1) 丙1及び丙2は、現金、実印、預金通帳、カード、鍵など貴重品については、互いに迷惑のかからないように各自厳重に保管又は管理のこと。
- 2) 丙1又は丙2の不在時に訪問者が寮室内に立入る場合には、後でトラブルに発展しないように丙1及び丙2は訪問者の行動をよく監視すること。
- 3) その他貴重品管理等の定めについては、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・湖国寮管理規程第19条
 - ・寮舎内管理運営細則第4条、第5条

第10条 (宅配・郵便)

- 1) 丙1又は丙2に届いた宅配便の受取り、書留郵便の受領等の取次ぎについては、甲の管理室(管理人)にて取扱う。互いに代行して受取ってはならない。
- 2) その他宅配・郵便の定めについては、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・寮舎内管理運営細則第8条

第11条 (病気・怪我等)

- 1) 丙1又は丙2は、互いに急病・体の具合が悪い時、その他身体・健康に怪我や異常が認められた時には、医師の診断を必要とする場合と否とにかかわらず、速やかに甲の寮長又は管理人に申し出ること。
- 2) その他病気・怪我等の定めについては、各々契約並びに以下の規定に従う。
 - ・湖国寮管理規程第23条
 - ・寮舎内管理運営細則第15条、第16条

第12条 (信義誠実の原則)

- 1) 本契約に定めのない事項については、甲、乙1及び丙1並びに乙2及び丙2互いに協議のうえ、信義誠実の原則に従い、誠意をもって解決するものとする。
- 2) 丙1及び丙2は、湖国寮管理規程、寮舎内管理運営細則のその他の条項を遵守するほか、寮室の共同使用者として、特に自主管理細則(別称:寮生心得)の遵守を心掛けるものとする。

以上

平成 年 月 日

甲	住所	滋賀県高島市今津町桜町一丁目2番地7	
	氏名	財団法人湖国協会 理事長 石田 幸雄	(印)
乙1	住所		
	氏名		(印)
丙1	住所		
	氏名		(印)